平成２９年（フ）第４６６号
愛知県西尾市平坂町丸山63番地１　ベルテ丸山107号室
債務者　澤野　雄大
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
愛知県西尾市平坂町丸山63番地１　ベルテ丸山107号室
債務者　澤野　典子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29番地265　ヒカリグリーンハイツ３－Ｄ号
債務者　杉浦　金昭
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
愛知県西尾市戸ケ崎４丁目23番地２　セジュール戸ケ崎102号室、前住所愛知県西尾市徳永町大塚４番地１　セポージャ徳永Ⅱ番館102号室
債務者　鈴木　悠介
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
大阪府岸和田市吉井町１丁目14番９号
債務者　尻田　政彦
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９６号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番26号ファイン末広Ｂ棟201号
債務者　長谷川聖一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目２番13―106号、前住所大阪府堺市南区城山台２丁３番25―203号
債務者　藤木　ゆう
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６０７号
大阪府阪南市桃の木台８丁目423番地の29―117号、前住所大阪府阪南市石田600番地の６―13棟103号
債務者　宮里　末男
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７５号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目20番５号
債務者　森川　真希
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７６号
函館市恵山町173番地
債務者　泉　貴美子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７７号
北海道北斗市久根別１丁目22番２号　コーポサンシティー　２号室
債務者　飯田　　恵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７８号
函館市若松町32番24号
債務者　中森　和広
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２号
函館市富岡町３丁目14番13号　シャルム吉田103号室
債務者　三浦　敏彦
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５９号
岩手県西磐井郡平泉町長島字田頭５番地２
債務者　千葉　正一
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第６３号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート１―122、前住所仙台市泉区歩坂町70番23号ハイライフ58―201
債務者　蜂谷　千尋
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１６１号
山形県東根市神町南１丁目３番33号
債務者　横尾　一恵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
山形市桜田西５丁目10番20号
債務者　黒田　節子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
山形地方裁判所民事部